「特定粉じん作業特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

粉じん作業は、粉じんを肺に吸入することにより、「じん肺症」という治癒が困難な疾病に罹患する おそれがある有害な業務とされており、このため、労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第36条第29 号)により、特定の粉じん作業については、作業に従事する労働者に対し特別教育の実施が義務付けてられて おります。

また、「アーク溶接等作業」は特定粉じん作業には該当していませんが、特別教育に準じて教育を行うよう、厚生労働省労働基準局長から通達(平成25年2月19日付け、基発0219第2号)されております。

つきましては、当該特別教育を下記により実施することと致しましたので、関係労働者の方が漏れなく受講されますよう、ご案内致します。

記

- 1. 日 時 令和6年11月7日(木) 13:00~17:30(受付 12:40から)
- 2. 場 所 伯耆しあわせの郷 (倉吉市小田 458)
- 3. 受講対象者 特定粉じん作業に従事する労働者等(アーク溶接等作業に従事する労働者を含む。)
- 4. 教育日程

科目	時間	講師				
粉じんの発散防止及び換気の方法	1 時間					
作業場の管理	1 時間	労働生化っい仕れたい				
呼吸用保護具の使用の方法	30分	労働衛生コンサルタント				
粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間	同野 作为 人				
関係法令	1 時間					

5. 受講料

鳥取県労働基準協会の会員 <u>7,000円</u> (テキスト代込)(消費税 10%対象、内税 636 円)

上記以外

9,000円 (テキスト代込) (消費税 10%対象、内税 818円)

6. 申込方法

令和6年10月30日(水) までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座 <u>鳥取銀行倉吉支店(普)0207231</u> 名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

7. その他

- ①当協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、ご持参のうえ受付の際に お渡し下さい。
- ②受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- ③受講申込み後の取消し(欠席を含む。)は、令和6年10月30日(水)までに連絡があった場合を除き 受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- ④この特別教育は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定課(版: 0857-29-1707)へお問合せ下さい。
- (5)申込み・問合せ先 (〒682-0811) 倉吉市上灘町 115-1 (有)河﨑組 3 F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号: T5270005000526

(Tel·Fax兼用:0858-22-9054)

「特定粉じん作業特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日 備考
	昭•平 年 月 日

(+	下欄にも	ご記入願	います。)
\ ^	1 /19KI (C T)		V '

大	
(1)鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○をして下さい	\°)
(2)受講者数(名)、受講料計(円)	
(3)受講料の支払い方法(持参 ・ 現金書留 ・ 銀行振込)(いずれかに○をして	「さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○をして下さい。 ※希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書))

上記のとおり申込みます。

令和 6 年 月 日

事業場名:

所在地:

(連絡先電話番号: - - -)

代表者職氏名:

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel·Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)